

元暦校本万葉集卷一の書入れについて

—— 注釈の場としての歌書勘物 ——

浅 田 徹

中古における歌学活動として、歌学書の著述を重視するのは当然のことであるが、歌学活動という概念はもっと広い範囲の諸行為を含むと考えられる。例えば、歌書の書写、校合などを歌学活動から除外することはできない。院政期から鎌倉期へかけて歌書の書写態度はその精密さを増して行くが、このことは文献学的意欲のあらわれと解されよう。歌学書からのみでは押さえにくい領域にも研究はすすめられるべきである。

本稿で扱うのは歌書の勘物である。勘物を取りあげるのには二つの意味がある。第一には歌学書という成書の形をとらない研究行為を掘り起こすこと、第二には研究結果の流布のある側面に照明をあてることである。ここではひとつの具体例の紹介を通して、後者に重点を置いて論述を行うが、それに先立って鎌倉初期頃までの勘物資料について略説しておく。

写本に何がしかの注を加えることは、古くからごく自然に行わ

れつづけていたであろう。平安時代の歌書写本は美麗な装飾本以外にほとんど伝存せず、この点の追尋は難しいのだが、それでも院政期初めの書写である筋切本古今集では作者目録と照合して十二人の作者に簡単な注を付しているし、西本願寺本三十六人集の躬恒集には二ヶ所に「三十六人」（三十六人撰を指すか）の集付が見える。簡単な注記や心覚えを書き入れた写本は多く存在したのであろう（和漢朗詠集の詩文の典拠・作者注記もこれに加えてよいかもされない）。

早い時期に詳細な注を施した例として注目されるのは朗詠江注である。詩歌の出典やそれをめぐる説話が写本の余白や裏面などに書き入れられている（この形態が本来のものであったかどうかは疑えば疑えるが）。

しかし、詳密で組織的な写本勘物が次々に登場するのはやはり平安末期と見てよいだろう。その代表的存在は清輔本勅撰集群で、金葉集までの全歌の別出状況・全作者の考証が試みられていたのではないかと推測される。顯昭は清輔本古今集にさらに勘物を増

補し、また伊勢物語にも勅物を加えた。なお頭昭古今集注の春上17番歌注には「或伊勢物語之考物ニ、ワカクサノツマトハ、ヲトコヲイトイヘリ」(『日本歌学大系』別巻四168頁)と見え、伊勢物語伝為氏本(及び伝為相本) 65段勅物に「或考物云、大御息所は染殿后、此女は二条后云々」と見えることからすれば、「考物」(勅物のこと)を有する伊勢物語は当時珍しくはなかったのではあるまいか。

同じ時期に、勝命は詳細な勅物入りの大和物語を作成して貴所に進上しているし、俊成は古今集に勅物を加えている。やや遅れて定家が三代集と伊勢物語・枕草子・源氏物語などに注を加え、順徳院の勅物も一部の定家本後撰集の中にのこされている。

万葉集・勅撰集・伊勢物語・大和物語等の研究(歌の釈義・作者の考証等)は院政期に入って大きく進展するが、それに従って一方では注釈書や目録類が次々に生まれ、他方では写本そのものが注釈的な、多くの情報を盛り込んだものになってゆくという状況を考えることができよう。

単に全般的な勅物量の増加が認められるだけでなく、清輔本勅撰集のようにその集について調査しうることをみなセットにした特殊なものが登場するし、また、俊成・定家の勅物のように、量はそれほどでもないが、証本として何度か書写してもほぼ一定の場所に保たれている(声点も含めて)例が現れることも注目される。後者は本文と勅物とが切り離せず、一具となっていることを示すが、それが「家説」の形成や、伝受という形式の成立と関っていることは容易に想像できよう。

平安末期には、基本的な歌書は、それを読む際に知っているべき多くの情報を勅物として加えた形で享受していたのではなかったか。そこにひとつの歌学の「場」があったのではないかと推測したい。現在この方面の研究はまだ進んでおらず、基本資料の紹介を越えていない状態である。本稿でもまず資料を呈示するということを重視し、それに若干のコメントを付すことにする。

二

元暦校本万葉集は桂本や天治本と並ぶ貴重な万葉古写本であるが、その価値は、単に本文の書写が平安時代であるというだけでなく、多様な校合書入れを有している点によっていよいよ高められていっているの言うまでもない。

いま『校本万葉集』首巻解説を参考にこれらの書入れを整理して掲げてみよう。

- ① 巻一・巻二にある鮮かな朱の校異・勅物。及び巻一の墨勅物。本文とはほぼ同時代(平安末)のもので、朱も墨も同筆かもしれない。朱・墨ともに「裏書云」の勅注を有する。
- ② 巻四以下の巻々にわたる濃墨の校異。あまり数は多くないが平安末期の筆かと言われ、奥書に言う元暦元年(1184)の校合はこれに対応するか。
- ③ 全巻にわたる代赭の校異。①・②を避けてさらに傍に記したりするので①・②より後のもの。書風も鎌倉時代かと言う。巻六の最初のみは緑筆を用いる。
- ④ 全巻にわたる墨の校異。③を避けてさらに傍に記したりす

るので③より後のもの。書風は南北朝頃という。

⑤ やはり③以降に加えられた朱の校異。一筆ではなく、何種かあるらしい。仙覚訓の影響をうけているものもある。

以上のように、すくなくとも五人以上の校合者が長い期間にわたって書入れを続けてきたことが知られる。

本稿で問題とするのは、右のうち①の書入れである。①は平安時代のもので認定され、かつ詳細な勅物を含んでいるからである。その性質をもう少し詳しく述べよう。

〈朱書入れ〉

○巻一及び巻二。

○校異と勅物。

○墨書入れに先行。

○巻一のみ「裏書云」の勅物あり。

①は右の二種から成る。両者の筆跡はよく似ており、同筆である可能性が高いように思われる(ただし断定は避けたい)。

いま対象とするのは、「裏書々」として詳細な注を加える巻一部分のみである。そこで、その勅物をすべて次に集成することにする。

〈墨書入れ〉

○巻一のみ。

○勅物のみ。

○朱の上からなぞり書く箇所(四ヶ所)がある。

○「裏書云」の勅物がほとんどである。

三、勅物集成

〔凡例〕

(1) 以下の集成は二玄社刊『日本名跡叢刊』76「元暦校本万葉

集〔巻第二〕に拠り、解説にあたっては『校本万葉集』を参考とした。

(2) ○は朱筆、※は墨筆を示し、※○とあるのは朱の上に墨でなぞり書くことを示す。

(3) №は歌番号を用いた(巻頭の目録部分は「目」と記す)。一首に対していくつかの勅注のある場合は1a・1bのように小記号を添えて区別した。また、一つの勅注の内部を内容上いくつかに分割する方が便宜上有利と判断した場合は(イ)(ロ)などとして細分してある。

(4) 各勅物の被注箇所を推定してへ▽の中に記した。特に記していないのは和歌全体を対象にしたものである。

(5) 翻刻は原則として通行の字体によって示すが、判読しがたい場合は近似の字を記して傍に？を付し、全く推定不能の場合は□とした。

(6) 下欄に、『校本万葉集』新版によって知られる他本のうち、同じ勅注をもつものを同書の略号によって掲げた。付注箇所が他本で異なる場合はその旨記した。

№墨本文

a ○ (目録冒頭) 裏書云 高野姫天皇 天平勝宝五

年左大臣橘諸兄撰万葉集

b ○ (高市岡本宮御宇天皇代) 舒明ノ

c ○ (近江大津宮御宇天皇代) 天智天皇

他本

西陽近京

(但し巻末)

京

冷

d 目〇 へ太上天皇幸難波宮時歌 持統 々々

1a 〇 へ泊瀬朝倉宮天皇代 雄略天皇

1b 〇 〇 裏書云 コモヨコモ チヌクシモヨモ フクシ
モチ コノオカニナツム スコカイヘ キケナツ
ケサネ ソラニミツ ヤマトノクニハ オシナヘ
テ ワレコソオラシ ツケナヘテ ワレコソオラ
メ ワレコソハ セナニハツケメイヘラモナラモ
(ロ) へソラミツ 神代事也 櫛玉饒日命乘天磐船而
廻行 虚空之故此国号虚見津大和之国天磐舟鳥也見
古事記序

(ハ) へ泊瀬朝倉宮 大和国城上郡磐坂谷是也
2 〇 へ高市岡本宮御宇天皇代 舒明 々々
3 〇 へ天皇遊獵内野之時 舒明 々々
4 〇 へタマキハル 裏書云 靈冠内限者 謂藤原洲人壽
靈冠内限者 一百廿年
7a 〇 へ明日香川原宮御宇天皇代 皇極天 々々
7b 〇 へ同右 裏書云 大和国高市郡丘本宮同地也
皇極天皇也 女帝

8a 〇 へ後岡本宮御宇天皇代 斉明 々々
8b 〇 へ同右 裏書云 前丘本宮同地也 齐明天皇
(以下) 皇極天皇重祚也 天智天武間人皇女母也
9 〇 へ額田王 裏書云 天武天皇夫人也 十市王女母
額田姬王是欽 或鎌王 又鏡王

13 〇 へ中大兄 裏書云 中大兄王 (以下) 皇極天皇天皇
神類古

ナシ
西陽京宮
ナシ

西陽京宮
神

西陽京宮
神

西陽京宮
神

西陽京宮
ナシ

西陽京宮
ナシ

西陽京宮
神

西陽京宮
神類古

財重日足姫四年六月讓位於輕太子 以中大兄為皇太子
子 天智天皇是也 (不明)
15a 〇 へトヨタハタクモ 古語海雲也 当夕日
雲赤色也似幡也 入日のおくある時八月云々 光
清也

15b 〇 へ同右 裏書云 豊旗雲ト云事近釈 資業三位
ハ能因法師カクナム釈シ侍リケル ワタツミトハ
海ライフ イリヒノ山ノトホキトコロナトニハウ
ミニイルヤウニミユルオリ ソラニタナヒクイロ
アカクテサ、ケタルハタニ、タレハ ウミノヒロ
キウヘニミユレハ トヨハタクモナトヨムナリ
イリヒトキニハ月モアカク ラセハ (テニ裁断カ) コヨヒノ月
スマアカシトヨムナリ

15c 〇 へ皇太子 号葛城御子 又名中大兄王 後为天智
天皇 母皇后宝皇女 今称皇極天皇是也

16a 〇 へ近江大津宮 志賀郡大津是也

16b 〇 へ内大臣藤原朝臣 裏々々 内大臣大織冠藤原鎌
足朝臣 天皇八年十月授大織冠於内大臣 賜姓藤原
21 〇 裏々々 皇太子答哥 天武天皇 紫草のにはへる
いもをにくゝあらは人まつゆへにわかこひめやも
本哥在面似振袖恋也 みかと野外嫁卑女 あかね
さす 帝をひにそゑたてまつる むらさきの行は
行幸也

西陽京宮
神

ナシ

西陽京宮
神 (但し
り) 14 〇 へ

西陽京宮
神

西陽京宮
神

ナシ

22a ※〈吹茨刀自〉裏、吹茨刀自第四卷有詠^(採清)歌二首

真野之浦乃与藤乃繼橋情田毛思哉妹之伊目尔之所見河上乃伊都藻之花乃何時々来益我背于時自異八方

22b ※(イ)十市皇女、十市皇女 天武天皇第五女 母額

田姬王也

(ロ)〈?〉大和国高市郡今嶋宮正北是也 号大海皇子 後为天武天皇

22c ※〈阿閉皇女〉裏、阿閉皇女^(以下割注)

28 ○〈藤原宮御宇天皇代〉持续、

44a ※〈輕皇子〉裏、文武天皇是也 天、孫草壁皇太子第十二子 母天智天皇第四女阿閉皇女元

明天皇也

44b ※〈ハタス、キ〉裏、旗須、キトハス、キノナヒクカサタルハタニ、タルナリ^(虫撰)ヲハタス、

キトハヨムナリトノ能因法師申ケル 隨時可説也

50 ※〈藤原宮〉裏、藤原宮 大和国高市郡

51 ※(イ)〈從明日香宮遷藤原宮〉裏、持統天皇九年 甲午十二月乙卯也

(ロ)飛鳥淨御原宮 大和国高市郡

ナシ

西陽京宮

西陽京宮

西陽京宮

西陽京宮

西陽京宮

ナシ

西陽京宮

西陽京宮

西陽京宮

西陽京宮

54a ○〈大宝元年辛丑〉文武

54b ※〈太上天皇〉裏、持統女帝也 太上天皇尊号 從此始也

57 ※〈二年壬寅太上天皇幸于參河國時〉裏、大宝 二年壬寅十二月十日甲寅太上天皇崩持統 葬大内 陵天武天皇同陵 十月幸三河國 十一月遷宮 十 二月十日崩

60 ※〈長皇子〉裏、長皇子 天武天皇子 母大江 皇女 淨庶武 文武天皇三年七月薨

63 ※〈山上臣憶良在大唐時〉裏、大宝元年正月遣 唐可專 粟田真人 高橋笠間等云々 憶良在其中 欽 慶雲元年七月帰朝

64 ※(イ)〈志貴皇子〉裏、或書云天智天皇第三子志 記皇子 母宮人越道君伊羅都壳叙二品

(ロ)絶基皇子^(以下)天智天皇子 母伊良都壳叙二 品 靈龜二年八月薨 追称御春日宮 又号田原天 皇 靈龜二年薨 葬田原西陵 光仁天皇父也 踐 祚之後追置国忌山陵也 今不廢勢但者以不見也

65 ※〈長皇子〉裏、長皇子 天武天皇第四子 母大 江皇女 靈龜元年六月薨

70 ○〈大上天皇〉裏書云 太上天皇持統天皇也 年讓位於輕皇太子 尊号曰太上皇 大化三

71 ※〈大行天皇〉裏、太上天皇持統天皇也 大化 三年讓位於輕皇太子 尊号曰太上皇

西神

西陽京宮

西陽京宮

西陽京宮

西陽京宮

ナシ

西陽京宮

ナシ

ナシ

ナシ

ナシ

75 ○〈長屋王〉裏書云 長屋王左大臣也 天武天皇之

孫 高市親王子也 元正聖武二代大臣也 養老五

年正月任大臣云々 天平元年二月年未謀反伏誅年

四十六

76 ○〈和銅元年〉元明天皇

77 ○〈御名部皇女〉裏書云 御名部皇女天智天皇女

西陽京宮 神

西陽京宮 神

西陽京宮 神

四

以上41ヶ所の勅物のうちわけは、

○朱のみのもの (○)

13

17 (○総数)

○朱に墨でなぞり書くもの (※○)

4

28 (※総数)

○墨のみのもの (※)

24

28 (※総数)

となる。

朱書入れの多くは天皇の諡号の注記(11ヶ所)など、本文の肩に付ける簡略なものである。「裏書云」とする詳細な注は数も少なく、しかも15aと70とを除き墨書入れでなぞられている(そのうち70は、墨書入れが位置を誤って71に付けたためで、本来70に※○となるはずであったらうと思われる)。一方、墨書入れは「裏書云」の注(24ヶ所)を主力とする詳細なもので、逆に諡号注記のような単なる肩付に類するものはない。

もし朱と墨とが同度の校合を示すとすれば、校合者は裏書の多い卷子形態の校合本から、まず朱で本文や訓の校異、天皇の諡号

注記を付けて行き、その際裏書のいくつかをも転記したが、結局裏書のすべてを写したいと思ひ、改めて今度は墨で裏書のみを転写していった(すでに朱で写していたものはその上からなぞり書いた)、という過程を考へることが出来る。本文状態からはそれが最も妥当な解かと思ひ、なお朱・墨が同筆でない場合は全く別の解釈が必要にならう。

とりあえず、ここでは内容的に豊富な墨書入れに注目しつつ、そこから知られることを列挙しよう。

(一)、現存する勅物は巻一と巻二のみであるが、他の十八巻についても同様に勅物をつけられた写本があったであろうことは想像に難くない。また、それが多く仙覚本勅物と一致することは注目すべきで、仙覚本は全巻にわたる多くの勅物を有するが、この状況から類推すればそれらのうちかなりの部分が平安末までは遡れる見通しが生ずる(巻二の朱勅物は本稿では掲げなかったが、巻一と同じく仙覚本と似る)。

(二)、勅物の内容は多様であるが、作者の略伝が最も多く、次いで皇宮の考証(1b(i)・7b・8b・16a・22b(ii)・50・51)、詠作状況の考証(51(i)・57・63)、歌語・歌意の注(1b(ii)・4・15a・15b・21・44b)、長歌の訓(1b(i))、集の成立についての意見(目)などが含まれる。

何を資料として勅注を行っているかは未調査であるが、系図類(ほとんどが皇族)は複数のものが使用されているようで(64志貴皇子の注参照)、また史書類にあたって裏付けを得ようとした可能性もある(63など)。もちろん全体を一人のつけた注とみる

ことはできず、いくつかの段階を経ていたのであるが、丹念に人名・地名を調査する姿勢は全体に認めてよい。当時盛んであった万葉集成立時代論争（その直接的反映は目^aに示されている⁵）は、万葉の歌人伝研究や題詞の考証を土台としているが、その基礎的調査はこのような動物の形で写本に記しつけられていたと見てもよいのであろう。

ただし、この注にはかなり不審の点がある。精査していないが、例えば60で長皇子の薨じたのを文武三年七月とするのは同母弟弓削皇子の記事を誤引したものとと思われるし、70で持統天皇から文武天皇への讓位を大化三年とするのも不可解である。そのほか51で藤原宮へ遷ったのは持統九年とあるが八年の誤（千支は正しい）であるし、57で持統天皇の崩御を十二月十日（正史は二十二日）とするのも何に拠ったのか不審である。転写間に歪められた所もあるが、もともとあまり正確な仕事ではなかったものか。

作者伝については、すでにいくつかの万葉集目録が成っていたと考えられ、勅注の資料となった可能性があるが、現在では比較検討のすべがない。古今集や後撰集では目録から転記された動物が知られているし、万葉でも古葉略類聚抄は目録転記らしい注記をしれば記入している。しかし、この元暦校本動物では、入集歌数の注記は見られず、22aのようにわざわざ他の入集歌を書きあげる注などもあって、目録からの転記とは見にくいようだ。独自に考証を重ねたものであろう。

(三)、歌語・歌意の注については長歌の訓一ヶ所を含め七ヶ所見られるが、4「たまきはる」15「とよはたぐも」21「あかねさす」

44「はたすすぎ」などは院政期の歌学書にも取り上げられる綺語で、当時の万葉への興味を反映している。こういった綺語を含む歌の場合、写本にその語義に関する書入れ（声点でもよい）が行われることが頻繁にあったであろうことは容易に想像できる。そのような動物の類が注釈の流布にある程度の役割を果たしていたことは、次に掲げる資料からも裏付けられる。

○或万葉裏書云、ハタス、キトハ穂ノ出テ旗ヲサ、ゲタルヤウナルス、キライフトゾ能因申ケル云々。（袖中抄「ハタス、キ」の項・40頁）

○但或万葉裏書云、康椽花 ヤマナシノハナ 江都督説 ニハザクラ 右兵衛勘出給ヘル。（同「ハネズイロ」の項・50頁）前者はさきの動物44bと無縁ではなからう。

また、動物の釈義が注釈書にとり入れられることもある。左に掲げる秘府本万葉集抄15番歌注は動物15aと酷似している。

○古語 豊旗雲云、ハ海ノ雲ノ古語也。

この注は、同書が万葉の原注などを安易にとりこむ注釈書であることを考えると、写本動物を利用した例であった可能性が高い。

我々は通常、平安後期における万葉の注釈作業（及びその説の流布）を歌学書を通してしか考えていないが、ここに示したような例から見れば、実は万葉写本そのものを媒体として注釈と享受が重ねられていた部分があったことになる。当時、万葉には証本がなく、多くの本を校合校訂することが必要とされたが、その過程で動物も流布していくことが当然考えられる。元暦校本

に「裏書」が転記されているのはその実態を示すものとして貴重である。

なお、仙覚本の勘物は、作者・題詞の注についてはよく元暦校本書入れと一致するが、歌語・歌意の注についてはこれを掲載していないことが多い。仙覚本勘物は全巻にわたってこの種の注をほとんど含まないが、仙覚本に取り込まれなかった歌語・歌意注は他巻にも少なからず存したのではあるまいか。前掲袖中抄の「康棟花」の裏書は巻十二3074番歌についての注であることも思い合わせるべきである。現存する次点期の万葉写本は、天治本を除いてみな装飾的（非研究的）な本であり、実例を得ることができないが、歌語に関する説を豊富に含んだ写本の流通する様子を想像することは認められてよからう。

五

ここで一つの資料を紹介したい。左に掲げるのは岡山美術館蔵手鑑『世々の友』裏21才に押されている伝昭昭の古筆切である。

河上乃伊都藻之花乃何時々来益我背子時自異八方

十市皇子天武天皇女 母額田王

内大臣大織冠藤原像足朝臣天皇八年十月授大織冠於内大臣藤原

中大兄王皇極天皇天皇財直日足姫四年六月讓位於輕太子以中大兄為皇太子天智天皇是也

極札は「太秦顯昭河上」及び「太秦顯昭河上乃」の二枚。『古筆手鑑大成』の解説（杉谷寿郎氏）によれば平安時代の書写で、縦26.8

センチ・横14.8センチの斐紙の切であるという。同解説では「本断簡の第一行目の歌は、『万葉集』巻四（四九四）と巻一〇（二九三五）とに重出する歌であるので、万葉集切と思われるが、後三行は万葉集のどの箇所をさすとか、またはどのような事柄に関する人物類聚であるのかが知られない。いまばかりに万葉集切としておく。」とある。

しかし、これは明らかに前掲の元暦校本巻一勘物と一致する内容である。各行は、

第一行……22a (※)

第二行……22b (※) 仙覚本にも

第三行……16b (※) 仙覚本にも

第四行……13 (※) 仙覚本にも

のように墨書入れと対応している。歌順は逆になっているが、勘物を抜き書いたものではないだろうか。ほかに、たとえば作者目録の切かと想像してみても、各人の歌数が記されていないし、「河上乃」の歌そのものが記されていることは不可解である。

各条はいずれも元暦校本墨書入れに一致するが、墨書入れはほぼすべて「裏書云」とはじまっていた。そのような裏書のみを集め書いたものが独立して存在したのではないだろうか。（歌順が逆になっているのも、たとえば卷子本をいったん書写し終り、ついで紙背のみを巻尾から写していくといった作業を想像させないではない。）源氏物語の奥入のようなものを万葉にも想定し、その断簡とみるのである。

もしこの想定が正しければ、勘物の享受にさらに新しい面を付

加することになる。歌学書という形ではなく、表面に出てこないところで歌集に関する基礎知識が次々に伝えられていく様子を垣間見ることができるようである。未だツレにあたる切を知り得ないのが残念である。

六

本稿では平安期の歌学のうち、歌書勅物の占めていた位置を考察することを目的として、万葉集に関する資料を呈示した。元暦校本書入れの内容は（今回とりあげなかった巻二部分を含めて）もっと精査すべきであったろうが、ここでは歌学知識の流布ということに重点を置いて述べようとしたのである。未整理な報告になったことをお詫びしたい。

注(1) この点についてはいづれ稿を改めて論じたいが、例えば「不達一字」などと明記する写本の出現に端的にあらわれはしている。

寄贈図書（平成元年十月）
古代文学の天と日
——その思想と表現——
古代文学と時間

戸谷高明氏
森 朝男氏

蕉門俳諧論考
都の錦集
パリ紀行
藤村の『新生』の地を訪ねて
都筑省吾全歌集

山下一海氏
中嶋 隆氏
佐々木雅發氏
来嶋靖生氏
日本語表現文型
用例中心・複合辭の意味と用法
近代日本文学論
大正から昭和へ
森田良行氏
松木正恵氏
中大人文学科科学研究所

(2) これについても別の機会に論じたい。

(3) 山田清市氏『伊勢物語校本と研究』（昭52）の翻刻による。

(4) 仙覚本は西・近・陽・京・宮である。神（紀州本）は仙覚本ではないが、仙覚本と接触し、その勅物をうけついでいる。

(5) なお、天平勝宝五年諸兄撰説は榮花物語に拠る。勝命などがこの説を採った。

(6) 引用は橋本不美男・後藤祥子両氏『袖中抄の校本と研究』による。

(7) 拙稿「秘府本万葉集抄について」（和歌文学研究59・平元・10）参照。

(8) なお、これが勅物の集成であっても、「単独で」流布していた証明にはならないかもしれない。源氏物語の奥入も、本来は各巻の奥に付属するものであるが、そのように万葉集とセットになっていたかもしれないからである。ツレが発見されればより確かな答えが得られよう。